

# 国立大学法人東京医科歯科大学研究成果有体物取扱規則

〔平成16年 4月 1日  
規則第243号〕

## （目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）に関して、研究開発の場での利用、産業上の利用を簡易に行うための成果有体物の管理運用について、適正かつ円滑な取扱いを確保することを目的とする。

## （成果有体物の範囲）

第2条 成果有体物とは、研究（臨床研究を含む。）の過程において、または研究の結果として得られた次の各号に掲げる有体物をいう。ただし、論文、講演その他著作物に関するものを除く。

- (1) 材料
- (2) 試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等をいう。）
- (3) 試作品
- (4) 実験装置

## （定義）

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ア 本学の教職員
  - イ 本学と研究に関する契約関係にある者（アに該当する者を除く）
- (2) 「創出」とは、研究の過程において知的財産として意義のある有体物を新たに創り出すことをいう。
- (3) 「取得」とは、購入、無償譲渡、創出、改良、増殖により、本学において新たに成果有体物を所有することをいう。
- (4) 「提供」とは、本学の成果有体物を外部機関の利用に供すること又は外部機関の成果有体物を本学の利用に供することを目的として、本学から外部機関又は外部機関から本学に成果有体物を有償又は無償で譲渡又は貸与する行為をいう。ただし、解析及び評価依頼のための提供を除く。
- (5) 「寄託」とは、特許出願等のために成果有体物の保管を外部機関に依頼することをいう。
- (6) 「移転」とは、成果有体物が提供及び寄託を問わず、本学から外部機関又は外部機関から本学に成果有体物が移ることをいう。

## （成果有体物の帰属）

第4条 研究者等が、本学において創出した成果有体物又は取得した成果有体物から改良又は増殖によって得られた成果有体物は、原則として本学の帰属とする。

## （成果有体物の管理）

第5条 研究者等が取得した成果有体物は、原則として当該研究者等が適正に管理するものとする。

- 2 研究者等は、法令等に違反することなく、成果有体物を自由に使用及び改変することができる。
- 3 研究者等は、成果有体物を他機関に寄託する場合には、本学の同意を得なければならない。

## （成果有体物提供の申請）

第6条 研究者等が本学において取得した成果有体物を外部機関へ提供する場合又は外部機関から成果有体物の提供を受ける場合は、産学連携研究センター（以下「センター」という。）へ申請するものとする。ただし、外部機関から成果有体物の提供を受ける場合において、契約行為を必要としないときは申

請を省略することができる。

- 2 センターは、前項の申請があった場合、当該成果有体物の提供内容について確認し、契約締結の有無を決定する。
- 3 センターは、必要に応じて研究者等に別紙様式1の権利譲渡証書の提出を求めることができる。

(成果有体物提供の契約)

第7条 外部機関に成果有体物を提供する場合には、成果有体物の性質、提供する相手方及び利用目的に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、不正競争防止法（昭和9年法律第14号）及びその他関係法令（以下「法令等」という。）に違反することなく、適切な契約を締結した上で行うものとする。

- 2 外部機関から成果有体物の提供を受ける際に契約締結する場合は、前項に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前2項における契約は、無償提供契約の場合にあっては、当該研究者等が所属する部局長が、有償提供契約の場合にあっては、学長がそれぞれ当該契約を締結する。

(成果有体物の提供)

第8条 研究者等は、外部機関に成果有体物を提供する場合は法令等を遵守した上で行うものとする。

(外部機関における成果有体物の取扱い)

第9条 研究者等は、外部機関における研究活動で得た成果有体物の取扱いについては、当該外部機関の定めるところにより、適切に対応しなければならない。

- 2 研究者等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た成果有体物については、当該外部機関の定めるところにより許容される範囲内で、その権利等の確保のために必要な要求をしなければならない。

(研究者等の異動等)

第10条 研究者等は、異動、退職、卒業、退学及び研究に関する契約が終了した場合等（以下「異動等」という。）により研究者等でなくなった場合であって、次の各号に該当するときはセンターに届出るものとする。

- (1) 当該研究者等が保管する成果有体物が存在する場合
  - (2) 当該研究者等が外部機関に移転した成果有体物が存在する場合
  - (3) 当該研究者等が当該成果有体物について本学外で引続き使用することを希望する場合
- 2 研究者等が、外部機関から本学への異動に伴い、本学に成果有体物を持ち込む場合はセンターに届出るものとする。

(異動後の取扱い)

第11条 異動等により研究者等でなくなった者（以下「退職者等」という。）が、自らの研究目的のために本学で創出した成果有体物を使用する場合は、センターに申出て、本学と当該成果有体物の使用に係る契約を締結するものとする。

- 2 退職者等は、当該成果有体物を他機関にて使用し、発明等に至った場合にはセンターへ届出なければならない。
- 3 前項の届出のあった発明等に対し、センターは、本学在籍中の研究成果のみからなるものであるか否かの検討を行い、本学在籍中の研究成果のみからなるものであるとの判断がされなかった発明等は、本学と当該他機関との間でその取扱いについて決めるものとする。
- 4 研究者等が他機関への異動により、当該成果有体物について、本学に使用、管理する者がいない場合には、その後の成果有体物の移転に伴う契約については、異動後の他機関が行うものとする。
- 5 研究者等が他機関へ異動した後、当該成果有体物の使用により特許出願を行う場合及び第三者へ有償

譲渡する場合に、当該研究者等は、本学と協議の上実施しなければならない。

（有償提供の還元）

第12条 成果有体物を、有償で提供した場合、原則として収入から成果有体物提供に際して当該研究部局で特別に要した経費を控除した後、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明補償金取扱要領（平成16年制定）の実施補償金の規定に準じた扱いとする。

（その他）

第13条 成果有体物の取扱いに関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第42号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日規則第94号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規則第175号）

この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

提出日：平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 産学連携研究センター長 殿

権 利 譲 渡 証 書  
( 成 果 有 体 物 用 )

私は下記の成果有体物に関し、国立大学法人東京医科歯科大学研究成果有体物取扱規則に則り、それにより取得される一切の権利を国立大学法人東京医科歯科大学に譲渡したことに相違ありません。

産学連携研究センター：注1) 対象有体物につき第三者へ有償譲渡を行った場合に提出して下さい。

成果有体物の名称

--

代表研究者

(フリガナ) 氏名		印	所属			
e-mail			職名	寄与率	%	
現住所	〒					

研究者

(フリガナ) 氏名		印	所属			
e-mail			職名	寄与率	%	
現住所	〒					

研究者

(フリガナ) 氏名		印	所属			
e-mail			職名	寄与率	%	
現住所	〒					

研究者

(フリガナ) 氏名		印	所属			
e-mail			職名	寄与率	%	
現住所	〒					

研究者

(フリガナ) 氏名		印	所属			
e-mail			職名	寄与率	%	
現住所	〒					

産学連携研究センター：注2) 本学へ権利譲渡する研究者の寄与率を合計 100%として記入して下さい。

権利譲渡証書(つづき)

契約書整理番号

対価の配分について

成果有体物の有償譲渡により得られる対価は、有体物譲渡手続で発生した必要経費を収入から差し引いた額が、下記の通り配分されます。部局又は分野等については、希望される御所属の部署名等をご記入下さい。

研究者：40%	部局又は分野等：20% 希望する部局又は分野等名	大学：40%
研究者が研究室、大学への配分増を希望する場合には下記に希望配分を示します。		
% (ただし 40%以下)	% (ただし 20%以上)	% (ただし 40%以上)

本学以外の共同研究者

企業・団体名	氏名	電話番号	住所

共同成果についての事前取決め

(有りの場合はその内容を簡略に記します)

1. 文書有り	
2. 口頭有り	
3. なし	

産学連携研究センター担当者名

Tel: 03-5803-4737 E-mail: tlo@tmd.ac.jp